

No.	担当課	事業名	事業の概要 ①目的・効果②交付金を充当する経費内容③積算根拠（対象数、単価等）④事業の対象 （交付対象者、対象施設等）	実施状況			事業の効果・成果			地域住民への周知方法（HP,広報紙など）			
				総事業費	充当金額	一般財源等	①事業の実績 ②事業費実績	開始日 （年月日）	完了日 （年月日）		実施計画書の成果目標	A：非常に効果的であった B：効果的であった C：あまり効果的でなかった D：効果的ではなかった	評価の理由 （効果・成果・課題等）
1	成人福祉課	電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額：R5年度分の住民税非課税世帯 3478世帯×70千円 事務費：2067千円 事務費の内容[需用費（事務用品等）、役務費（郵送料等）、業務委託料人件費として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯（3478世帯）	47,460,000	47,460,000	0	令和6年度実施計画分 ①物価高が続く中で影響を受けている低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し1世帯につき70,000円を給付し生活を支援した。 ②47,460,000円【令和6年度実施計画計上分】 令和5年度実施計画と合わせた総事業費226,251,931円 給付金224,420,000円（3,206世帯×@70,000円） 事務費：会計年度任用職員報酬416,823円、時間外勤務手当315,978円、社会保険料44,471円、会計年度任用職員共済費27,147円、消耗品費100,000円、通信運搬費487,512円、委託料440,000円	R6.1.16	R6.3.30	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	B	エネルギー・食料品等の物価高騰により影響を受けている低所得世帯の経済的負担を軽減することができた。令和6年1月から支給開始	HP、市報
2	税務課	低所得世帯への物価高騰対策支援給付金事業、低所得世帯への物価高騰対策支援を補足する給付金支給事業、定額減税補足給付金支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度非課税化世帯 230世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 175世帯×100千円、定額減税を補足する給付の対象者 11,507人（260,320千円） 事務費 9,618,724千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（405世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（11,507人）	292,652,325	292,652,325	0	令和6年度実施計画分 ①物価高が続く中で影響を受けている低所得世帯に対し、各世帯の状況に応じた給付を実施し生活を支援した。 ②314,788,724円【令和6年度実施計画計上分】 給付金305,170,000円 （世帯対象：44,850,000円、個人対象：260,320,000円） 事務費：会計年度任用職員報酬2,404,001円、社会保険料235,107円、会計年度任用職員共済費137,470円、費用弁償48,670円、消耗品費1,027,763円、通信運搬費1,695,072円、手数料153,942円、委託料3,916,699円	R6.4.8	R7.3.31	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	B	物価高騰が続く中で影響を受けている低所得世帯の経済的負担を軽減することができた。令和6年8月から支給開始	HP、市報
4	成人福祉課	灯油購入費等助成事業	①エネルギー価格等の高騰により影響を受けている低所得世帯の生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、1世帯につき10,000円の灯油購入費等の助成を行う。 ②消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、扶助費 ③事業費20,688千円 消耗品費30,000円、印刷製本費30,000円、通信運搬費628,000円、扶助費10,000円×2,000世帯=20,000,000円 ※内10,000千円については県補助金 ④世帯主及び世帯員全員が令和6年度市町村民税非課税者の世帯で、申請時に本市に住民登録があり、かつ次の(1)～(5)のいずれかに該当する世帯（施設入所者および生活保護受給者除く） (1)令和7年3月31日において満65歳以上である者のみで構成される世帯(2)身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A、又は精神保健福祉手帳1級を所持している方がいる世帯(3)障害基礎年金（障害厚生年金、障害共済年金等の年金の上乗せがあるものは除く）又は特別障害給付金の受給者が属する世帯(4)特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の受給者が属する世帯(5)児童扶養手当受給者がいる世帯(6)新庄市第3子以降児童等学校給食費無償化事業費補助金交付対象の子が属する世帯※新庄市に住民票を異動していないが東日本大震災の避難世帯として、復興庁の避難者登録をしている世帯含む。 ・対象者人数：約2,000世帯	17,327,210	8,500,000	8,827,210	①電力、ガス、食料品等の価格高騰を踏まえ、低所得世帯（住民税非課税の高齢者世帯等）の生活の安定及び経済的負担の軽減を図るため、灯油購入費等の助成として1世帯あたり10,000円の助成を行った。 ②17,327,210円 助成金：16,750,000円（10,000円×1,675世帯） 事務費：577,210円（印刷製本費31,900円、通信運搬費545,310円）	R6.10.1	R7.2.28	給付金対象世帯に対する支給決定数の割合88%（R5年度実績）	B	エネルギー・食料品等の物価高騰により影響を受けている低所得世帯の経済的負担を軽減することができた。給付金対象世帯に対する支給決定数の割合91%。	市報
5	学校教育課	学校給食物価高騰対策支援事業	①物価高騰による食材費等の高騰分を支援するために小中学校・義務教育学校の児童生徒の給食費（令和6年11月から令和7年3月分）について、80回を上限に物価高騰分1食20円を補助する。 ②補助金 ③事業費3,619,000円 小学校@20円*867人*80食≒1,388,000円 中学校@20円*459人*80食≒735,000円 義務教育学校@20円*934人*80食≒1,495,000円 ④市内小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒及びその保護者（学校給食運営委員会）	3,619,740	3,500,000	119,740	①物価高騰による食材費等の高騰分を支援するために小中学校・義務教育学校の児童生徒の給食費（令和6年11月から令和7年3月分）について、80回を上限に物価高騰分1食20円を補助した。 ②事業費実績3,619,740円 小学校 1,392,000円 中学校 731,740円 義務教育学校 1,496,000円	R7.1.31	R7.3.19	学校給食費の物価高騰分について保護者負担をゼロにする	A	保護者負担を引き上げることなく、これまで通りの栄養バランス及び量を保った学校給食を実施することができた。	HP